⑶　工事場所　神戸市東灘区向洋町地先（六甲アイランド沖）
⑷　工事内容　本工事は、神戸港六甲アイランド地区航路・泊地（－16m）等の浚渫工、土捨工を施工するものである。
⑸　工期
工事①　契約締結の日から平成28年10月７日まで
工事②　契約締結の日から平成28年10月７日まで
⑹　使用する主要な資機材　工事①及び工事②　グラブ浚渫船、土運船
⑺　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。
⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
⑽　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。
⑾　本工事は、工事①のみ、中間前金払に代わり短い間隔で出来高に応じた部分払を実施する「出来高部分払方式」の試行工事である。
⑿　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式も可能とする。
⒀　本工事に係る開札は、平成28年度予算が開札日までに成立することを条件に行うものであり、開札日までに平成28年度予算が成立していない場合は、開札を延期又は取りやめる場合がある。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）若しくは単体有資格者であること。

なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年４月30日勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　近畿地方整備局における平成27・28年度港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。
⑶　近畿地方整備局における平成27・28年度港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が950点以上の者であること（会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等しゅんせつ工事における客観点数が950点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成13年４月１日以降、競争参加資格確認申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引き渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有する者であること。なお、経常ＪＶにおいては構成員のいずれかが同種工事の施工実績を有していればよい（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

同種工事は次の⑴・⑵のとおりとする。

⑴　特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格者にあっては、グラブ式浚渫船による航路、航路・泊地又は泊地における浚渫工事で、次のａ）及びｂ）の施工実績を有すること。ただし、ａ）とｂ）は別件工事でも可。
ａ）計画土量100,000㎥／件以上を施工した工事
ｂ）計画水深－11m以深を施工した工事
⑵　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、グラブ式浚渫船による航路、航路・泊地又は泊地における浚渫工事で、次のｃ）及びｄ）の施工実績を有すること。ただし、ｃ）とｄ）は別件工事でも可。
ｃ）計画土量50,000㎥／件以上を施工した工事
ｄ）計画水深－5.5m以深を施工した工事

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時に当該工事に配置できる者に限る。ただし、法令の規定により専任での配置を義務付けられていない場合は、専任での配置を求めないものとする。

なお、本公告において申請できる配置予定技術者は１名とする。上記１⑵で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる配置予定技術者は１名のみとし、２名以上申請した場合は欠格とする。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　平成13年４月１日以降、競争参加資格確認申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引き渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑴　特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格者にあっては、配置予定技術者の資格及び次の同種工事の元請けとしての経験を有すること。
・グラブ式浚渫船による航路、航路・泊地又は泊地における浚渫工事で計画水深－11m以深を施工した工事
⑵　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、配置予定技術者の資格及び次の同種工事の元請けとしての経験を有すること。
・グラブ式浚渫船による航路、航路・泊地又は泊地における浚渫工事で計画水深－5.5m以深を施工した工事

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。ただし、法令の規定により監理技術者資格を求めない場合は、この限りではない。

⑺　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）
⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑽　施工計画書のうち、技術提案に対しては、提案の内容を明記した資料（以下「技術提案書」という。）、又は標準案に基づく施工計画書が適正であること。